

令和6年度秋田市文化振興助成事業募集要項

1 秋田市文化振興助成事業について

秋田市文化振興助成事業は、「秋田市文化振興基金」を活用し、市民の皆さんの自主的な文化活動に対し、助成金を交付し支援するものです。

文化振興一般助成事業と文化振興ヤングクリエイター助成事業があります。

2 助成事業の内容について

(1) 文化振興一般助成事業

ア 交付対象者

秋田市在住の個人および秋田市内で活動している団体を対象とします。

なお、団体については、次の要件を全て満たしているものとします。

- (ア) 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (イ) 一定の活動実績を有し、事業を完遂できる見込みがあること。
- (ウ) 会計処理が明確であること。

イ 交付対象事業

交付対象者が自ら行うもので、広く一般市民に公開され、本市の芸術・学術文化の向上に寄与すると秋田市文化振興審議会が認める事業を対象とします。ただし、以下に該当する事業は対象としません。

- (ア) 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの
- (イ) 宣伝、営利等を目的とするもの
- (ウ) 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの
- (エ) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (オ) 毎年同規模で実施している事業（周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや新たな企画についてはこの限りでない。）
- (カ) 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの
- (キ) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品の購入を目的とするもの
- (ク) 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの
- (ケ) 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業
- (コ) カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等
- (サ) その他、助成の効果が期待できないと認められるもの

(2) 文化振興ヤングクリエイター助成事業

ア 交付対象者

秋田市在住の18歳以上40歳未満の個人および18歳以上40歳未満の方が過半数を占め、秋田市内で活動している団体を対象とします。

なお、団体については、次の要件を全て満たしているものとします。

- (ア) 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (イ) 事業を完遂できる見込みがあり、今後も継続して活動を行う見込みがあること。
- (ウ) 会計処理が明確であること。

イ 交付対象事業

交付対象者が自ら行うもので、本市文化の担い手である若年層による新たな取り組みや本市の芸術・学術文化の活性化につながると秋田市文化振興審議会が認める事業を対象とします。ただし、以下に該当する事業は対象としません。

- (ア) 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの
- (イ) 宣伝、営利等を目的とするもの
- (ウ) 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの
- (エ) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (オ) 過去に3回助成対象となった毎年同規模で実施している事業
(周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや新たな企画についてはこの限りでない。)
- (カ) 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの
- (キ) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品の購入を目的とするもの
- (ク) 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの
- (ケ) 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業
- (コ) カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等
- (サ) その他、助成の効果が期待できないと認められるもの

3 助成金の交付対象経費について

助成金の交付対象となる経費は、助成事業に直接要する経費とします。ただし、以下に該当する経費は除きます。

- (1) 団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の人件費および謝礼等に係る経費
- (3) 会議等の開催に係る経費（会場費、飲食代等）
- (4) 賞金、賞品、記念品等に係る経費
- (5) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費

4 助成金の交付決定および助成額について

(1) 交付決定

秋田市文化振興審議会での審議（令和6年3月予定）を経て決定し、申請者に文書で通知します。

(2) 助成額

ア 文化振興一般助成事業

「3 助成金の交付対象経費について」の助成対象経費から、入場料等収入を控除した額の2分の1以内で、30万円を上限とします。

イ 文化振興ヤングクリエイター助成事業

「3 助成金の交付対象経費について」の助成対象経費から、入場料等収入を控除した額の3分の2以内で、20万円を上限とします。

5 申請方法について

助成金の交付を受けようとする場合は、次の書類を提出してください。

- (1) 秋田市文化振興事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業実施者略歴書（申請者が個人の場合）（様式第4号）
- (5) 事業実施団体概要書（申請者が団体の場合）（様式第5号）
※会則（規約）、会員名簿添付
- (6) その他関係書類

6 実績報告について

助成事業が終了した日の30日以内又は、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実施報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
- (4) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (5) パンフレット、プログラム、ポスター、新聞記事、記録写真等事業の実施状況を明らかにするための参考資料
- (6) その他関係書類

7 助成金の交付について

助成金は、実績報告後、事業の確認・助成金額の確定を行った後に、事業を実施した個人・団体名義の指定口座に振り込みます。

8 事業の中止および変更について

助成金の交付決定を受けた後、事業を中止したり、事業内容を変更したりする場合は、事前に事業(中止・内容変更)申請書(様式第7号)を提出してください。

なお、変更内容によっては、助成金の取り消し又は助成額を変更することがあります。

9 申請受付期間

令和6年2月1日（木）から同年2月22日（木）まで

10 その他

- (1) 記載内容に関して問い合わせをすることがありますので、提出書類は、必ず写しをとり保管してください。
- (2) **本助成事業の実施は、令和6年度当初予算の議決をもって決定します。今後の予算の成立状況等によっては、変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、申請してください。**

11 問い合わせ・申請書の提出先

秋田市観光文化スポーツ部文化振興課 振興担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

電話 018-888-5607

FAX 018-888-5608

E-mail : ro-edcl@city.akita.lg.jp